

鳥取縣公報

第一千七十九號

昭和十四年十一月七日

火曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

縣 令

◆鳥取縣令第三十九號

昭和八年十二月鳥取縣令第三十七號自動車運轉者試驗規則中左ノ通改正ス

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

自動車運轉者試驗規則

第四條 中「構造及」ヲ削リ「(以下單ニ構造試験ト稱ス)」ヲ「(以下單ニ取扱試験ト稱ス)」ニ改ム

第九條 中「構造試験」ヲ「取扱試験」ニ改ム

第十條 内務大臣ノ指定シタル者ノ發行スル技術證明書ヲ有スル者ニ對シテハ法規試験ノミヲ行フ

第十一條 特殊免許ノ試験ハ左記ニ依リ之ヲ行フ

一 「ロードローラー」「グレーダー」耕作用自動車ノ類ニシテ其ノ用途並速度等ヨリ一般自動車ニ比シ交通上危険ノ虞尠キモノニ付テハ試験ノ全部ヲ省略ス

二 自動自轉車、側車附自動自轉車、自動三輪車、後車附自動自轉車ニ付テハ運轉技能ニ付試驗

00294

- スルノ外簡易ナル法規試験ヲ行フ
- 三 電氣自動車「ハノマーク」型自動車、其ノ他特殊自動車ニ付テハ運轉技能及法規ニ關スル簡易ナル試験ヲ行フ
- 四 特殊免許ヲ有スル者ニシテ異種ノ特殊免許ヲ受ケントスル者ニ付テハ法規試験ヲ省略スルノ外第一號乃至第三號ノ規定ニ準ズ 但シ第一號ノ規定ニ依リ免許ヲ有スル者ニ付テハ法規試験ヲ行フ
- 五 普通免許ヲ有スル者ニシテ特殊免許ヲ受ケントスル者ニ付テハ法規試験ヲ省略スルノ外第一號乃至第三號ノ規定ニ準ズ
- 第十二條 特殊免許ヲ有スル者ニシテ普通免許ヲ受ケントスル者ニ對シテハ現在所有スル特殊免許ニ依リ運轉シ得ル自動車ニ類似セザル自動車ノ取扱方法ノ要旨竝運轉技能ニ付試験シ前條第一號ノ規定ニ依リ免許ヲ有スル者ノ外法規試験ヲ省略ス
- 第十三條 自動車取締令施行區域外ノ行政廳ニ於テ與ヘラレタル運轉免許ヲ有スル者ニ對シテハ現在有スル運轉免許ノ性質ニ從ヒ前二條ニ準ジ試験ス 但シ法規試験ハ之ヲ省略セス
- 第十四條 修業年限三年以上ノ工業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ機械科卒業者ニシテ在學中自動車ニ關スル學科ヲ修得シタル者ニ對シテハ運轉技能及法規試験ニ付テ行フ
- 第十五條 自動車ノ運轉取扱等ニ付多年經驗ヲ有スル者又ハ法規ニ通曉セル者ニ對シテハ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルベシ
- 第十六條 削除
- 第三章 削除

00295

- 第十七條 削除
- 第十八條 削除
- 第四章 ヲ第三章ニ改ム
- 第十九條 運轉免許、車輛検査等ノ手数料ハ左ノ通トス
 - 一 運轉免許試験手数料 金 貳圓
 - 二 運轉免許試験一部省略ニ對スル手数料 金 壹圓
 - 三 運轉免許學科再試験手数料 金 壹圓
 - 四 運轉免許證交付手数料 金 五拾錢
 - 五 運轉免許證再交付手数料一回ニ付 金 五拾錢
 - 六 普通自動車検査證交付手数料一臺ニ付 金 壹圓
 - 七 特殊自動車検査證交付手数料一臺ニ付 金 壹圓
 - 八 小型自動車検査證交付手数料一臺ニ付 金 五拾錢
 - 九 車体検査證再交付手数料一臺ニ付 金 五拾錢

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣令第四十號

昭和八年十月鳥取縣令第三十二號自動車取締令施行規則中左ノ通り改正ス

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
自動車取締令施行規則

第五條 第一項但書ヲ左ノ如ク改ム
「但シ特殊自動車並小型自動車及舗装シタル道路ノミヲ運轉スル普通自動車ハ此ノ限ニ在ラズ」
第十八條 第一項第八號ヲ左ノ如ク改ム

「取締令第四十二條第一號及第四號ノ者ニ在リテハ技師證明書又ハ運轉免許證ノ寫同第五號ノ者
ニ在リテハ卒業證書ノ寫及在學中自動車ニ關スル學科ヲ修得シタル者ナル旨ノ證明書」

第十八條第二項中 「運轉免許ノ有効期間滿了後引續キ自動車ヲ運轉セントスル者亦同ジ」ヲ削ル
第二十條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十條ノ二 取締令第四十五條ノ二ノ規定ニ依ル運轉免許證ノ検査ヲ受ケントスル者ハ期間經
過後一ヶ月以内ニ本籍住所氏名及免許證ノ種類ヲ知事ニ届出ズベシ

第六章 削除

第七章ヲ第六章ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣令第四十一號

昭和十四年八月鳥取縣令第十九號鳥取縣受註斡旋品検査規則中左ノ通り改正ス

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

「鳥取縣受註斡旋品検査規則」トアルヲ「鳥取縣機械器具検査規則」ト改ム

第一條中「加工ヲ爲シタル製品ハ」トアルヲ「加工ヲ爲シタル機械又ハ器具ハ」ト改メ且「納入ス
ルコトヲ得ズ」トアルヲ「販賣又ハ納入スルコトヲ得ズ」ト改ムト共ニ第一項「検査ヲ要スル品

目ハ別ニ之ヲ定ム」トアルヲ削除ス

第三條中「但」トアルヲ「但シ」ト改ムト共ニ「指定スルコトヲ得」トアルヲ「指定スルコトアル
ルベシ」ト改ム

第五條中「提供セシムルコトヲ得」トアルヲ「提供セシムルコトアルベシ」ト放ム

第七條中「検査證印ヲ爲ス」トアルヲ「検査證印ヲ押捺ス」ト改ムト共ニ「但」以下ヲ「但シ必
要アル場合ハ證印ヲ押捺シタル附札ヲ以テ検査證印ニ代フルコトアルベシ」ト改ム

第一號様式中「受註品検査申請書」トアルヲ「機械器具検査申請書」ト改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

鳥取縣告示第六百九十六號

昭和十四年八月二十五日鳥取縣告示第五百三十八號ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第六百九十七號

日野郡畜産組合ニ對シ印賀臨時牛馬市場左ノ通開設ノ件十一月七日付許可セリ

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 市場ノ名稱 印賀臨時牛馬市場
 二 位 置 日野郡大宮村大字寶谷字詰道下夕參四九番地
 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
 四 開設ノ日時 昭和十四年十一月自十一日三日間至十三日
 五 取扱フ家畜種類 牛 馬
 六 家畜ノ買賣交換停止區域 日野郡阿比緣村、大宮村、山上村、日野上村、黒坂町
 七 家畜ノ買賣交換停止期間 市場開催日及其ノ開催日前後各一日間
 ◆鳥取縣告示第六百九十八號
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼育スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩後未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛檢診左記ノ通施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻
十一月十日	西伯郡成實村役場	成實村	當日午前九時
同	同 郡逢坂村役場	逢坂村	同

同	十一月	同 郡天津村役場	天津村	同
同	同	同 郡光徳村役場	光徳村	同
同	十三日	同 郡大國村役場	大國村	同
同	同	同 郡御來屋牛馬市場	名和村御來屋町	同
同	十四日	同 郡法勝寺牛馬市場	法勝寺村	同
同	同	同 郡庄内村役場	庄内村	同
同	十五日	同 郡上長田村役場	上長田村	同
同	同	同 郡所子牛馬市場	所子村	同
同	十六日	同 郡東長田村役場	東長田村	同
同	同	同 郡大山村坊領	平、宮内、坊領、佐摩	同
同	同	同 郡大山村飯戸	種原、飯戸	午後一時
同	十七日	同 郡賀野村役場	賀野村	午前九時
同	同	同 郡大山村豊房	今在家、前、豊房	同
同	十八日	同 郡手間村役場	手間村	同

昭和十四年十月產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

住所 鳥取縣鳥取市吉方五百拾九番地

昭和十四年十月十二日附住所開業地移轉ニ依リ產婆名簿登錄訂正方出願ニ對シ

昭和十四年十月三十一日訂正

和田ゆき

◆鳥取縣告示第七百一號

繭及生絲現在高並生絲製造高及消費高調査ノ繭絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十四年十一月七日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

囑託セラレタル繭絲調査員氏名

解囑セラレタル繭絲調査員氏名

擔當調査員名

囑託又ハ解囑セラレタル年月日

今井 豊	飯尾 炳	第一號	糸谷 忠雄	昭和十四年十一月一日
國森 秀雄	山田 天津雄	第六號	奥村 楯治	同

昭和十四年十一月七日印刷
昭和十四年十一月七日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海支所
印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海支所